

## 秋田県立小泉潟公園の指定管理者の募集要項

秋田県立小泉潟公園の管理を指定管理者に行わせるため、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

### 1 公の施設の概要

- (1) 名称 秋田県立小泉潟公園
- (2) 所在地 秋田市金足鳩崎字後谷地ほか
- (3) 面積 都市計画公園面積 170.0 ha  
維持管理対象面積 63.7 ha

(4) 設置目的

この公園は男潟・女潟の水面を中心に自然の風致、景勝の保全と野外レクリエーションの場として計画され、秋田市とその周辺市町村の広域的なレクリエーション需要を充足することを目的に設置されました。女潟湿原植物群落は県文化財の指定を受けていません。

(5) 主な公園施設

公園管理事務所、園地、園路、休憩所、運動施設、遊戯施設、駐車場、便所等  
詳細については、資料「秋田県立小泉潟公園施設概要書」を参照してください。

(6) 指定管理料の実績（過去3年間）

| 年 度   | 指定管理料（消費税10%） |
|-------|---------------|
| 令和4年度 | 48,000千円      |
| 令和5年度 | 48,000千円      |
| 令和6年度 | 48,000千円      |

(7) 公園利用者数、使用料収入（施設、附属施設・設備、器具、照明・暖房使用料）及び行為使用料収入の実績（過去3年間）

| 年 度   | 公園利用者数 | 使用料収入   | 行為使用料収入 |
|-------|--------|---------|---------|
| 令和4年度 | 138千人  | 1,672千円 | 125千円   |
| 令和5年度 | 123千人  | 1,179千円 | 145千円   |
| 令和6年度 | 139千人  | 1,365千円 | 165千円   |

### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定により管理の許可をした公園施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 秋田県立都市公園条例（昭和50年秋田県条例第7号）第4条に規定する行為の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行為の中止、現状復旧及び退去の命令に関する業務
- (3) 有料公園施設の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行為の中止、現状復旧及び退去の命令に関する業務

- (4) 公園の法的管理（設置・管理・占用許可）の受付に関する業務
- (5) 公園全体の案内に関する業務
- (6) 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (7) その他、秋田県立小泉瀉公園の管理に関し知事が必要と認める業務  
詳細は、「秋田県立小泉瀉公園管理業務仕様書」による。

### 3 管理の基準

- (1) 都市公園法その他の関係法令等の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 公園施設の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 関係法令等は次のとおり。
  - ① 都市公園法（昭和31年法律第79号）、同施行令（昭和31年政令第290号）、同施行規則（昭和31年建設省令第30号）
  - ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）
  - ③ 秋田県立都市公園条例（昭和50年秋田県条例第7号）、同施行規則（昭和54年秋田県規則第18号）
  - ④ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
  - ⑤ 秋田県文化財保護条例（昭和31年秋田県条例第12号）、同施行規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第3号）
  - ⑥ その他関連法規  
詳細は「秋田県立小泉瀉公園管理業務仕様書」による。

### 4 管理を行わせる期間（指定期間）

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（予定）

### 5 施設の目標

施設の設置目的である、「公園利用者の増加及び満足度向上」を達成するため、指定期間において、より質の高い維持管理やサービス向上に取り組む。

### 6 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
  - ① 秋田県内に主たる事務所を置く法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
    - ※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができ、構成員数は、原則として2又は3とします。なお、構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がありません。
    - ※2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。
    - ※3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とし

ます。

※4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うこととなります。

※5 共同事業体の構成員の出資比率については、均等割の10分の6を下限として定めるものとします。

② 公園施設又はこれに類する施設の維持管理業務の実績を有すること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する団体

③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

⑤ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

⑥ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

## 7 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合は、以下の②から⑩は構成員ごとに別様として提出してください。

① 指定の期間に係る年度ごとの秋田県立小泉潟公園の管理に係る業務計画書

② 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

③ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

④ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

⑥ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

⑦ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

⑧ 公園施設又はこれに類する施設における業務実績を記載した書類

⑨ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

⑩ 誓約書

⑪ 共同事業体協定書（共同事業体で申請する場合）

- ⑫ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所  
郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設部都市計画課都市整備チーム (電話: 018-860-2443)
- (3) 提出期限  
令和7年9月25日(木)午後5時15分(郵送による提出の場合は当日必着)  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本6部、計7部を提出してください。
- (5) 質問事項の受付  
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
- ① 受付期間 令和7年7月22日(火)から8月28日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による提出の場合は令和7年8月28日(木)必着)
- ② 受付方法 質問票に記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。
- ③ 質問に対する回答は、2週間以内に受付した媒体により行います。また、個人情報に関するものを除き、質問と回答をホームページに掲載します。
- ④ あて先は、「13(11)」のとおりです。
- (6) 申請書類の取扱い
- ① 業務計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、業務計画書等の内容を無償で使用できるものとします。
- ② 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ③ 提出された書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。
- ④ 提出された書類は、選定作業に必要な範囲で複製することがあります。
- ⑤ この要項において求める内容以外の書類は、受理しません。
- ⑥ 提出された書類については、秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。
- (7) 費用の負担  
申請に要する経費は、申請者の負担とします。
- (8) 申請の辞退  
申請受付後に辞退する場合は、応募辞退届を提出してください。

## 8 選定対象からの除外

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 本募集について複数の申請を行い、又は複数の業務計画書を提出した場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 9 選定の方法、基準及び時期

(1) 建設部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる①から⑥までの選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。(括弧内は配点)

<秋田県立小泉潟公園の指定管理者の候補者選定の審査基準>

- ① 県民の平等利用の確保(確保されなければ失格)
  - ア 利用者の平等な利用が確保されるものであるか
- ② 施設の設置目的の効果的な達成(30点)
  - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか
  - イ 施設の利用促進への取組がなされるものであるか
  - ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか
  - エ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであるか
  - オ 公園利用者数の増加に向けた自主事業の取組が具体的なものであるか
- ③ 効率的な管理運営(15点)
  - ア 収支計画は適正なものであるか、また、その実現性はどうか
  - イ 経費縮減に向けた取組がなされるものであるか、また、その実現性はどうか
- ④ 適正かつ確実な管理を行う能力(45点)
  - ア 団体の経営状況は安全かつ健全か
  - イ 公園施設又はこれに類する施設について、団体の管理運営実績はあるか
  - ウ 業務を実施するために必要な人員配置計画が立てられているか
  - エ 公園管理における技術的な基礎が備わっているか
  - オ 職員の資質向上につながる取り組みは計画されているか
  - カ 安全管理(保守点検等の内容、頻度、実施要領等)は適切か
  - キ 災害その他緊急時の危機管理体制における関係機関との連携は適切か
  - ク 個人情報適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか
- ⑤ その他小泉潟公園の設置の目的又は性質に応じて定める基準(15点)
  - ア 非営利目的で地域や社会に貢献する活動が具体的なものであるか
  - イ 環境に配慮した取組がなされるものであるか
  - ウ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか
- ⑥ 県の重要施策推進に係る項目(10点)
  - ア 女性活躍支援に取り組んでいるか
  - イ 賃金水準の向上に取り組んでいるか

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、令和7年10月中旬を目途に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表します。

## 10 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と秋田県との主な責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

| 項 目              | 対応内容等   | 指定管理者   | 県                            |
|------------------|---|---|------------------------------|
| (1) 管理施設の修繕      | ①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕） | 費用負担  |                              |
|                  | ②大規模修繕等（小破修繕以外）                                       |   | 費用負担                         |
|                  | ③1件当たり50万円以上の修繕                                       | 事前に内容等の報告義務   |                              |
|                  | ④事故・災害等による施設等の修繕                                      | 協議  | 協議                           |
| (2) 緊急時の対応       | ①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時                            | 必要な措置<br>県への報告義務<br>関係者への通報義務                                     | 調査権                          |
|                  | ②原因調査   | 費用負担  | 協力義務                         |
| (3) 県による貸付備品等の扱い | ①管理上遵守すべき事項   | 別途締結する物品無償貸付契約による。  | 別途締結する物品無償貸付契約による。           |
|                  | ②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき                        | 県へ協議<br>ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達については年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達 | 協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達     |
| (4) その他の備品等の扱い   | ①購入又は調達   | 可能であり、本業務の実施の用に供することができる。   | なし。                          |
|                  | ②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき                        | 自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。   | なし。                          |
| (5) 業務実施状況の確認等   | ①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等                                  | 調査受け入れ義務  | 調査権                          |
|                  | ②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合                             | 費用負担  | 改善指示                         |
|                  | ③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合                 | 賠償  | 違約金請求<br>損害が発生したときは、別に損害賠償請求 |
| (6) 損害賠償等        | ①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失した                       | 賠償  | 損害賠償請求                       |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
|  | とき   |   |   |
|  | ②指定管理者の責めに期すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合 | 賠償  | 損害賠償請求  |
| (7) 保険   | ①業務の実施に当たり、付保する保険                          | ・自動車任意保険<br>・施設賠償責任保険<br>・第三者賠償（傷害）保険   | ・火災保険<br>・スポーツファシリティーズ保険  |
| (8) 不可抗力<br>※「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。<br>なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。 | ①発生時の対応                                    | 影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう務める）   |   |
|  | ②費用等の負担                                    | 不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知   | 通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定<br>合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない） |
|  | ③実施義務の免除                                   | (8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める職務を免れる。                               | 指定管理者と協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる。  |
| (9) 指定期間の満了  | ①原状回復義務                                    | 指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を現状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。<br>ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。 | 原状回復を求めるか判断   |

|                 |   |  |   |
|-----------------|---|--|---|
|                 | ②備品等の扱い                                   | 指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。<br>ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。 | 県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。 |
| (10) 本業務の範囲外の事業 | ①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施 | 指定管理者の責任と費用により実施<br>業務計画書の事前提出   | 業務計画書の承認（条件を定めることができる）                  |

### 1 1 募集要項の交付

募集要項等はホームページに掲載するほか、前記7（2）に掲げる場所で、令和7年7月22日（火）から令和7年9月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、交付します。

郵送で交付を求める場合は、270円切手をはった返信用封筒（角2号の大きさで、送付先を記載したもの）を同封してください。

### 1 2 説明会

#### (1) 日時

令和7年7月29日（火） 午後2時

#### (2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁7階 73会議室

#### (3) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に「13（11）」の問い合わせ先に連絡してください。

### 1 3 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

(3) 秋田県立小泉瀉公園の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。

(4) 指定期間の予算総額は 507,930千円 を限度とします。

ただし、指定期間の5年目に協議を行うものとします。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めま

す。

- (6) 秋田県立小泉瀉公園の設置許可、管理許可、占用許可に係る使用料は、県の収入として収受するものとします。
- (7) 秋田県立小泉瀉公園の施設、附属施設・設備、器具、照明・暖房の使用及び行為の許可に係る利用料金は、指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他のキャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要があります。
- (8) 指定管理者は、秋田県立小泉瀉公園内において、県の許可を得て、自主事業としての広告及びその他の事業を行うことができます。
- (9) 指定管理者が行う自主事業での収入は、指定管理者の収入とすることができます。
- (10) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

(11) 問い合わせ先

郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設部都市計画課都市整備チーム

電話：018-860-2443

FAX：018-860-3845

E-mail：toshi-ko@mail2.pref.akita.jp

#### 1.4 様式・添付資料

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1-1）  
※共同事業体の場合（別紙様式1-2）
- (2) 秋田県立小泉瀉公園業務計画書（業務実績、業務計画、収支計画、人員配置計画）  
（別紙様式2-1、様式2-2、様式2-3）
- (3) 質問票（別紙様式3）
- (4) 誓約書（別紙様式4）
- (5) 指定管理者の応募辞退届（別紙様式5）
- (6) 秋田県立小泉瀉公園施設概要書（資料①）
- (7) 秋田県立小泉瀉公園管理業務仕様書（資料②）
- (8) 秋田県立小泉瀉公園平面図（資料③）